

大阪北部地震 被災者支援制度一覧

地震の被災者を対象とした支援制度です。条件がありますので、市担当課や専門機関にお問合せください。

● 災害見舞金（9月から）

大阪北部地震で被災し、一定の条件に該当する人を対象に、生活支援を目的とした災害見舞金を支給します。

対象者 次の全てに当てはまる人

▽災害発生時に本市に居住し、対象住宅に居住していた人
▽対象住宅が一部損壊と判定された人
▽老人医療費、重度障害者医療費、ひとり親家庭医療費のいずれかの対象者を含む世帯、または、生活保護受給世帯

金額 1世帯1万円

申込み 9月3日(月)～12月28日(金)

※対象者になる可能性がある人は、8月中旬に通知
問合せ 保健福祉課 ☎ 06 (6383) 1386 へ

● ブロック塀撤去に 補助金（8月から）

ブロック塀や、石やレンガを積んだ組積造の撤去費用を一部補助します。ブロック塀や組積造の安全性確保は所有者の責任です。しっかり点検しましょう。

対象 次の全てに当てはまる塀

▽公道や公園に面している
▽高さ 80cm以上

補助額 全額（上限 20万円）

期間 平成31年3月末まで※工事完了していること

受け付け・問合せ 8月中旬から建築課 ☎ 06 (6383) 1407 へ

● 大阪府義援金

大阪北部地震の被災者に対し、全国から寄せられた義援金を分配します。

対象・配分額

(1)全壊世帯 配分額＝1世帯100万円

(2)半壊世帯 配分額＝1世帯50万円

(3)地震で負傷し、医師の治療を受け、または、受ける必要のある人のうち、1月以上の治療を要する見込みの人 配分額＝1人10万円

問合せ 専用ダイヤル ☎ 06 (6944) 7917 へ

受け付け 保健福祉課 ☎ 06 (6383) 1386 へ

■ 住宅に関すること

- 住宅の耐震化に関する補助金
- 被災住宅の応急修理
(り災証明で大規模半壊または半壊となった人)
建築課 ☎ 06 (6383) 1407 へ
- 被害を受けた家屋の耐震化・修繕
摂津市建設事業組合 ☎ 072 (654) 1343 へ
NPO法人「人・家・街 安全支援機構」
☎ 06 (6456) 1010 へ
- 個人所有のブロック塀の点検など
大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課
確認・検査グループ(平日午前9時～午後6時)
☎ 06 (6941) 0351 または ☎ 06 (6210) 9724 へ

■ 貸付や見舞金に関すること

(※一部条件あり)

- 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の貸付
保健福祉課 ☎ 06 (6383) 1386 へ
- 大阪府生活福祉資金貸付
社会福祉協議会 ☎ 06 (4860) 6460 へ
- 大阪版被災住宅無利子融資制度
住宅金融支援機構 ☎ 0120 (086) 353 へ

■ 減免や猶予に関すること

(※一部条件あり)

- 下水道事業受益者負担金の納付の猶予
- 水洗便所改造資金貸付金の返還
下水道事業課 ☎ 06 (6383) 7638 へ
- 国民健康保険料の減免や徴収猶予など
国保年金課 ☎ 06 (6383) 1555 へ
- 後期高齢者医療制度の保険料の減免や徴収猶予
- 国民年金の保険料免除など
国保年金課 ☎ 06 (6383) 1387 へ
- 市税の減免・納付
市民税課 ☎ 06 (6319) 1990 へ
固定資産税課 ☎ 06 (6383) 1349 へ
納税課 ☎ 06 (6383) 6133 へ
- 障害者自立支援法に基づく介護給付費などの利用者負担減免
障害福祉課 ☎ 06 (6383) 1374 へ
- 介護保険料の減免
- 介護保険サービス利用者負担額の減免
高齢介護課 ☎ 06 (6383) 1379 へ

■ 企業支援に関すること

- 事業所の損傷を証明、セーフティネット保証4号の適用
産業振興課 ☎ 06 (6383) 1362 へ